

小 牧 市

観光振興

基 本 計 画

with コロナ版

令和2年12月



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

Index

小牧市観光振興基本計画 with コロナ版

第1章 新型コロナウイルス感染症拡大予防を前提とした観光を取り巻く状況

(1) 背景	2
① 国と県	2
② 小牧市	3
(2) with コロナでの観光	4

第2章 観光振興に取り組む上での新たな要素

第3章 国及び愛知県において実施されている（された）観光推進施策

(1) 国の観光推進施策	5
(2) 愛知県の観光推進施策	5

第4章 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための計画の概略

第5章 with コロナ／after コロナの新たな観光推進施策

語句説明

国、愛知県等の観光推進施策の詳細

参考資料

小牧市観光振興基本計画 with コロナ版

小牧市では、本市の観光振興に向け、小牧市観光振興基本計画(2016-2020) (以下「現計画」という。)に基づき、観光推進施策を展開してきたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、変化する観光情勢に対応するため、現計画を延伸し、コロナ禍*における観光振興について、方向性を示すとともに、感染症拡大の収束までの間の観光振興を見据えた観光推進施策について小牧市観光振興基本計画 with コロナ*版を策定する。

なお、現在小牧市観光白書で示しているように現計画の評価指標の実績は収集、公開するが、目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染状況が日々変化しており、コロナ禍における目標値設定が困難であることから、現計画の延伸中は撤廃し、本計画についての新たな評価指標、目標値も設定しない。

第1章 新型コロナウイルス感染症拡大予防を前提とした観光を取り巻く状況

(1) 背景

① 国と県

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に感染が世界的に広がりを見せ、世界保健機関(WHO)は、1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。

国内においても新型コロナウイルス感染症の流行の兆しが見えてきたことから、国は流行の早期終息に向け、3月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)を改正するとともに、3月26日に法第15条第1項に基づく政府対策本部を設置した。その後、全国規模での患者数の増加を受け、国は4月7日に東京都、大阪府を始め7都府県を対象として緊急事態宣言*を発出した。

愛知県においては、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、直ちに「緊急事態措置」を定め、感染拡大防止対策を実施することとし、4月16日には愛知県も国の緊急事態宣言に基づく「特定警戒都道府県」に指定された。

感染拡大防止のための様々な取組の結果、愛知県内での新規感染者数が大きく減少傾向を見せ、医療提供体制も十分に確保することができていることから、5月14日には、愛知県における国の緊急事態宣言が解除された。これに続くように、5月21日に大阪府・京都府・兵庫県、5月25日には残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大の防止を維持しながら、社会経済活動を再開するための取組が始まった。

愛知県においても、これらの状況を総合的に判断し、5月26日に「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することとした。

移動自粛要請*についても、国は6月1日から、緊急事態宣言が続いた北海道・東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県への往来を除き制限を解除し、6月19日には全国的に移動自粛を解除した。

しかしながらその後、東京都を中心に接待を伴う飲食店や会食を介した新規感染者数の増加がみられ、そこから一部の地域や地方への伝播が発生し、地方での感染拡大が生じ始めた。

愛知県では、7月中旬から新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、8月6日に不要不急の行動自粛と行動変容、帰省や旅行など県をまたぐ不要不急の移動自粛、ガイドラインの順守等感染防止対策の徹底等を県民・事業者に求める「緊急事態宣言」を発出することとなった。

この再度の感染拡大についても、都道府県による自粛要請への協力、個人の行動変容の影響などもあり、全国的な傾向としては、新規感染者数は緩やかに減少を始めていたが、その後も様々な要因により新規感染者数は増加と減少を繰り返しているため、引き続き感染拡大への継続的な警戒が必要な状況である。

② 小牧市

小牧市では、2月20日に発表された厚生労働省の「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を受け、2月25日付けで「小牧市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染を拡大させない重要な時期であることを鑑み、2月26日以降の市及び外郭団体の主催（共催含む。）のイベント等は原則中止・延期する方針とした。

その後、国及び愛知県の緊急事態宣言が解除され、全国的な移動自粛も解除されたことから、感染状況を注視しながらも、小牧市としての観光推進施策を検討・実施していく時期が訪れている。

小牧市観光振興基本計画 with コロナ版

そのため、本計画において、感染症拡大の収束*までの間における「観光振興に取り組む上での新たな要素」の分析及び現時点における「国及び愛知県において実施されている（された）観光推進施策」の調査を行い、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための計画の概略」及び「with コロナ/after コロナ*の新たな観光推進施策」を設定し、市としての観光振興に取り組むこととする。

（2）with コロナでの観光

（1）背景で述べたように、国内での新規感染者数は増加と減少を繰り返している。そうしたなか、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指すため、国や自治体は「Go To トラベル事業」を始めとした観光需要喚起事業を開始した。

しかしながら一方では、観光による感染恐怖や、自分の地域内への旅行者の受入意向の低下といった、観光に対する意識の変化が起こっており、多人数が集まる団体旅行より個人旅行、不特定多数が集まるテーマパークや都市圏から自然豊かな地方への旅行、海外旅行よりも短期的な近距離観光などの安心安全を第一に考えた旅行への需要の高まりが見られる。

こうした流れを踏まえ、with コロナでの観光においては、個人による「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を踏まえた「新しい生活様式*」の実践及び事業者における各業種のガイドラインに沿った感染防止対策の実施に加え、観光に対する意識や需要の変化にも対応していかなければならないと考える。

第2章 観光振興に取り組む上での新たな要素

前章で述べた内容により、観光振興に取り組む上では、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び観光に対する意識や需要の変化に対応した観光を目指していかなければならない。

そこで、今後の観光振興における新たな要素として以下の4点に着目する。

- 新しい生活様式への転換、感染防止対策の徹底の周知啓発
- “非来訪型観光”をキーワードとしたオンラインによる観光情報発信の強化
- 公衆衛生に関する正確な情報及び“分散”をキーワードとした安心安全な観光の提供
- 感染症拡大の収束までの間だけでなく、収束後の観光振興を見据えた施策の展開

第3章 国及び愛知県において実施されている（された）観光推進施策

具体的な市の観光推進施策を設定する前に、新型コロナウイルス感染症を発端として策定された、国及び愛知県において実施されている（された）観光推進施策について調査し、下記に示す。

（1）国の観光推進施策

名称	概要
Go To トラベル事業（Go To キャンペーン）	国内旅行を対象に旅行者へ宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援する観光需要の喚起事業。
「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を行っていくことが重要であることから、観光振興に取り組む団体等が行う誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を支援する事業。
感染症対策事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金）	観光施設における感染症対策を推進し、訪日外国人旅行者の受入環境整備の取組を行う、地域における観光まちづくりに取り組む団体等を支援する事業。

（2）愛知県の観光推進施策

名称	概要
LOVE あいちキャンペーン	県民に対して、県内旅行を呼びかける、ウェブ動画広告の配信等のPR事業と県内発着の旅行商品への助成等の周遊促進事業からなるキャンペーン。
LOVE あいちキャンペーン(第2弾)	県民による県内旅行を呼びかける、県内発着県内行きツアー商品への助成と県内の宿泊施設を使用する際に使える割引クーポンの発行を実施するキャンペーン。
TRIP あいちキャンペーン	隣接県の県民に愛知県への旅行を呼びかける、愛知県内の宿泊施設を使用する際に使える割引クーポンの発行を実施するキャンペーン。
観光誘客地域活動事業	県内の観光需要の喚起を図ることのできる段階になった際、地域の観光振興を担う団体に対し、地域活性化と観光業界の再起、地域の中小企業者の再起の支援を図る事業。
観光物産販売支援事業	観光土産品の販売促進を通じた観光土産品販売業者の支援等を目的に、EC（通販）サイトを活用した観光土産品の販路拡大に取り組む事業。

第4章 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための計画の概略

基本理念は現計画の「住民の愛着と誇りの醸成と地域産業の振興への貢献を目指す」ことを引き継ぎ、第1章、第2章を踏まえ、次のテーマを設定する。

テーマ

with コロナでの観光、after コロナに向けての観光

また、テーマを実践するために次のコンセプトと方向性を設定する。

コンセプト

with コロナで種をまき、after コロナに芽を出す、
来訪意欲者に継続的な興味をいだかせる観光推進

方向性

- オンラインを最大限活用した小牧市の魅力発信
- 遠くにも観光ができる非来訪型観光の実現
- 安心安全な旅の提供
- 地域資源の再確認

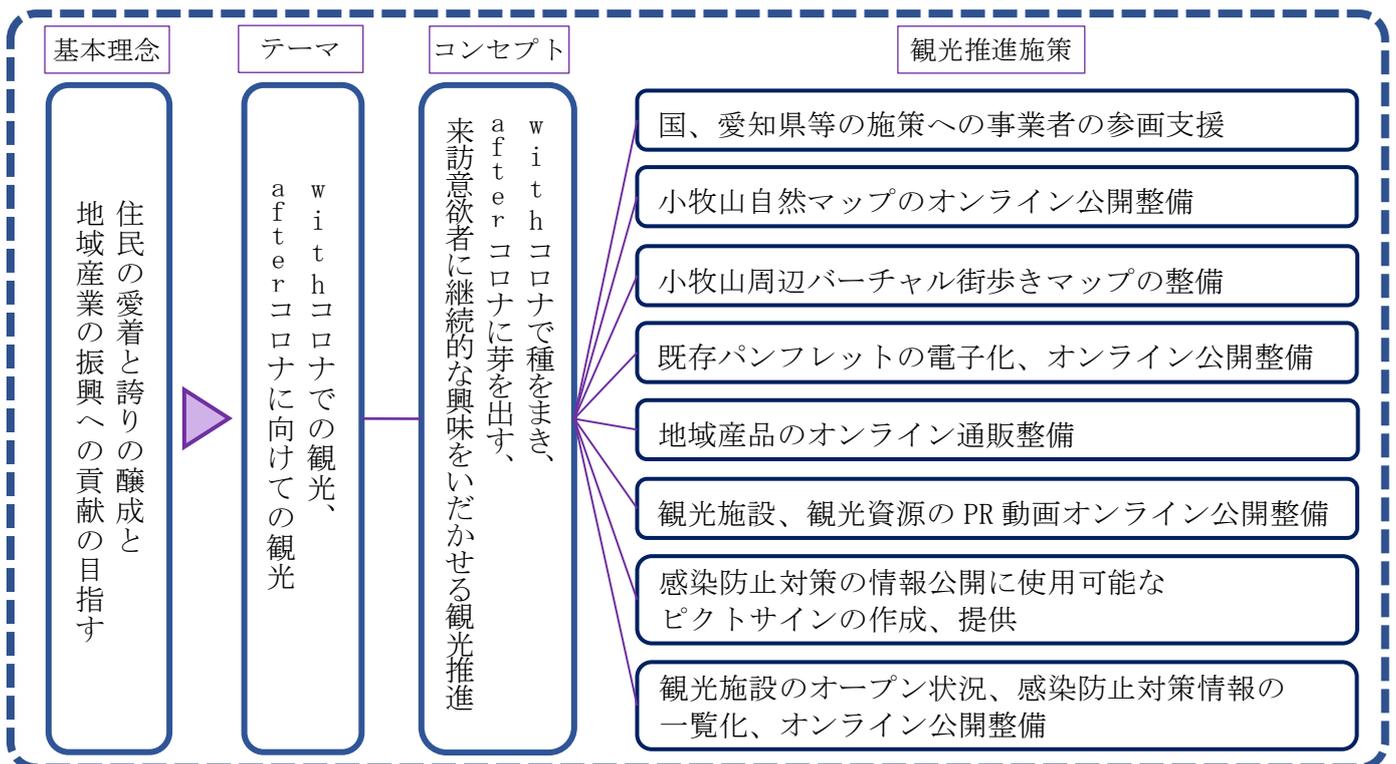
これらと第3章で述べた施策の利活用に加え、感染症拡大の収束までの間だけではなく、収束後も基本理念の実現に有用なものになるよう、次章において市としての新たな観光推進施策を設定し、総合した本計画の概略を示す。

第5章 with コロナ/after コロナの新たな観光推進施策

下記において、新たな観光推進施策を示すが、具体的な展開方法については、それぞれに詳細設計が必要であるため、今後の進め方としては、新型コロナウイルス感染症及び国内外の観光の状況を随時確認し、関係者らによる協議の場を設けるなどしながら、具体的な展開方法や追加すべき施策を検討していく。

- 国、愛知県等の施策への事業者の参画支援
- 小牧山自然マップのオンライン公開整備
- 小牧山周辺バーチャル街歩きマップの整備
- 既存パンフレットの電子化、オンライン公開整備
- 地域製品のオンライン通販整備
- 観光施設、観光資源のPR動画オンライン公開整備
- 感染防止対策の情報公開に使用可能なピクトサインの作成、提供
- 観光施設のオープン状況、感染防止対策情報の一覧化、オンライン公開整備

小牧市観光振興基本計画 with コロナ版の概略



語句説明

語句	説明
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。
with コロナ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を警戒しながら、社会経済活動を進めていこうとする期間。
緊急事態宣言	新型コロナウイルス感染症に関して、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生した旨の宣言。
移動自粛要請	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。）第 45 条第 1 項に基づき、全都道府県を対象に実施した外出の自粛の協力要請。
収束	新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンが実用化され、国民の誰もが何時でも自由に利用できる状態。
after コロナ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大収束後。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、日常の生活の中に取り入れるよう提案されたもの。

国、愛知県等の観光推進施策の詳細

国	
Go To トラベル事業 (Go To キャンペーン)	<p>新型コロナウイルス感染症により、観光需要の低迷や、甚大な被害を受けた地域産業において、将来の収益回復の見通しを持ってもらう、地域を再活性化するための以下の概要からなる需要喚起事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。 ○支援額の内、7割は旅行代金の割引に、3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。 ○一人一泊あたり2万円が上限（日帰り旅行については、1万円が上限）。 ○連泊制限や利用回数の制限なし。
「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業	<p>より幅広い国や地域から来訪する観光客を受け入れる基盤を速やかに整備していくことと新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、地域が一体となって新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を行っていくことが重要であることから、観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行う以下の概要からなる事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光イベントの実施・観光資源の磨き上げ、情報発信・プロモーション、事業効果の検証、調査事業者が派遣する外部有識者等との連携、報告を実施する。 ○地域において事業の主体となる団体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業その他観光振興に取り組む団体・協議会等）を提案者とする。
感染症対策事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金）	<p>観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光施設における感染症対策を推進することとし、訪日外国人旅行者の受入環境整備の取組を支援する以下の概要からなる事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、商工会議所、商工会、観光協会、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人又は団体、空港・港湾管理に関連する協議会等を補助対象事業者とする。 ○対象となる観光施設は、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される神社、寺院、又は教会若しくは城跡、城郭、又は宮殿若しくは庭園又は公園若しくは動植物園又は水族館若しくは博物館又は美術館若しくはテーマ公園又はテーマ施設とする。 ○補助金の交付対象となる経費は、使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費、補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費及び証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費で感染症対策機器等の整備に要する経費とする。

国、愛知県等の観光推進施策の詳細

愛知県	
LOVE あいちキャンペーン	<p>新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光関連事業者を支援するため、県民に対して、県内旅行を呼びかける以下の2事業からなるキャンペーン</p> <p>①PR 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○愛知県の様々な魅力を紹介する動画を制作するとともに、動画を使ったウェブ動画広告を県内に向けて重点的に配信。 ○SKE48 が登場する、LOVE あいちキャンペーンのポスターを県内各地に掲出。 ○キャンペーンの意義や愛知県の様々な魅力を紹介する紙面を掲載。 <p>②周遊促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民による県内旅行を促進するため、旅行業者が造成する県内発着の旅行商品に対し、代金の1/2相当分(上限1万円)を助成。 ○SKE48 がオススメする、県内各地の観光スポットを巡るスタンプラリーを開催。 ○県内を中心としたエリアで、ETC 乗り降り自由で、65 施設で使える観光商品券付ドライブプランを販売。 ○愛知県の公式観光 SNS で、出かけた先の風景や食べたものなどをハッシュタグ付きで投稿してもらうキャンペーンを展開。
LOVE あいちキャンペーン (第2弾)	<p>新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光関連事業者を支援するため、県民による県内旅行を呼びかけるキャンペーン</p> <p>①ツアー助成</p> <p>旅行会社が造成する県内発着県内行きツアー商品に対し、旅行代金の1/2相当分(上限1万円)を助成。(Go To トラベルキャンペーンとの併用は不可)</p> <p>②宿泊予約サイトでの割引クーポンの発行</p> <p>楽天トラベルとじゃらん net で、愛知県内の宿泊施設を利用する際に使える割引クーポンを発行。(Go To トラベルキャンペーンとの併用も可)</p>
TRIP あいちキャンペーン	<p>新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光関連事業者を支援するため、隣接県(岐阜県・三重県・静岡県・長野県)の県民に愛知県への旅行を呼びかけるキャンペーン</p> <p>○宿泊予約サイトでの割引クーポンの発行</p> <p>楽天トラベルとじゃらん net で、愛知県内の宿泊施設を利用する際に使える割引クーポンを発行。(Go To トラベルキャンペーンとの併用も可)</p>

<p>観光誘客地域活動事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の収束等により、県内の観光需要の喚起を図ることのできる段階になった際、地域の観光振興を担う団体に対し、地域活性化と観光業界の再起、地域の中小企業者の再起の支援を図る以下の概要からなる事業。</p> <p>○県内の市町村観光協会、広域観光協議会、広域観光協会及び商工会議所法並びに商工会法に基づき設立された、県内の商工会議所及び商工会を対象とする。</p> <p>○PRの実施、イベント・商談会の開催・出展、キャンペーンの開催に該当する事業を県内各地で委託実施する。</p> <p>○契約形態は県から各団体へ事業の実施を委託する委託契約とする。</p>
<p>観光物産販売支援事業</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う旅行者の減少により、観光土産品の売上が低迷しているため、観光土産品の販売促進を通じた観光土産品販売業者の支援等を目的に、EC（通販）サイトを活用した観光土産品の販路拡大に取り組む下記の概要からなる事業。</p> <p>○県内で生産、製造、加工された観光土産品（酒類を含む）を取り扱う事業者又は団体並びに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、販売額の減少などの影響を受けている等の全ての要件を満たしている者を募集対象者とする。</p> <p>○愛知県の観光土産品（酒類を含む）を募集対象商品とする。</p>
<p>愛知県尾張広域観光協議会</p>	
<p>尾張広域観光周遊スタンプラリー実施事業</p>	<p>愛知県の観光誘客地域活動事業により実施する、協議会に属する12市町を周遊するスタンプラリー実施事業。</p> <p>12市町：春日井市、小牧市、犬山市、豊山町、岩倉市、江南市、清須市、一宮市、瀬戸市、北名古屋市、扶桑町、大口町</p>

観光振興基本計画改定委員会

(1) 小牧市観光振興基本計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小牧市観光振興基本計画の改定に関し必要な事項について検討し、及び協議するため、小牧市観光振興基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小牧市観光振興基本計画の改定に関し必要な事項について検討し、及び協議する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光に係る団体の代表者、構成員等
- (3) 観光に係る事業を営む者の代表者、従業員等
- (4) 市の観光に関する事務を所管する部の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から小牧市観光振興基本計画の改定の完了の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもってその効力を失う。

(2) 小牧市観光振興基本計画改定委員会委員名簿

区 分	所属及び役職	氏 名
委員長	小牧市 地域活性化営業部 次長	竹内 隆正
副委員長	学校法人同朋学園 名古屋造形大学 特任教授／小牧山整備計画審議会 会長／小牧市文化財保護審議会 会長	池田 洋子
委員	一般社団法人小牧市観光協会 会長／あおい交通株式会社 代表取締役	松浦 秀則
委員	小牧商工会議所 中小企業相談所次長兼経営支援課長／小牧商工会議所 名古屋コーチンプロジェクト 構成員	三輪 洋一郎
委員	名鉄小牧ホテル 営業担当支配人	関 和男
委員	尾張中央農業協同組合 相談部 ふれあい課 課長	堀岡 昌弘
委員	株式会社フジドリームエアラインズ 経営企画室 担当部長	小幡 一久
委員	小牧観光ボランティアガイド 会長	鵜飼 公俊
委員	一般社団法人小牧市観光協会 事務局 次長	八木 裕介

(3) 小牧市観光振興基本計画改定委員会開催状況

○ 第1回

日時：令和2年9月25日（金） 10:30～

会場：小牧市役所本庁舎601会議室

議題：(1) 小牧市観光振興基本計画（with コロナ版）（仮称）について
(2) 計画改定のスケジュールについて

○ 第2回

日時：令和2年10月27日（火） 13:30～

会場：小牧市役所本庁舎402会議室

議題：小牧市観光振興基本計画（with コロナ版）（仮称）について